

# 意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局

放送政策課 御中

郵便番号 141-0022

住所 東京都品川区東五反田1-10-7  
アイオス五反田ビル6F

氏名 イマジネーションテクノロジーズ株式会社  
代表取締役 松江繁樹

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙1.の通り意見を提出いたします。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書案への意見（案）

頁	意見の対象となる該当箇所	IMG 社の意見主旨
p39、 4章 3(2) ウ	<p>エ 端末の普及の施策 (前略)</p> <p>こうした「端末の普及」を実現するための手段としては、本サービスへの参入を希望している事業者の選定に当たり、受信端末の普及のための施策を審査項目とする等、事業者による取り組みを促進させるような仕組みを検討することも考えられる。</p> <p>また、受信端末は一般に技術方式によって異なるものとなることから、マルチメディア放送の受信端末の普及のためには、「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」(「新型コミュニティ放送」を含む。)及びそれらの間で、同一の技術方式を用いることが効果的と考えられる。</p>	<p>技術の進歩は我々が考える以上に早く、技術方式差から来るコスト差は1~2年で見えなくなります。製品、サービス、市場ニーズに焦点を絞り、今後の道を選ばれることが端末の普及には重要と思われれます。</p> <p>よって中長期的には、技術方式の同一性は必ずしも重要ではなく、携帯電話業者や携帯端末ベンダー間の競争がより重要な要素であると考えます。</p>